

よくあるご質問への回答

1. 応募条件に関するもの

Q1-1 公募対象条件「令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業、令和6年度国立公園における感動体験創出事業及び令和7年度国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業のいずれの実施実績もない、又は、1事業のみ実施実績がある」について、令和6年度事業と令和7年度事業の実施実績があるが、申請者が異なる場合には、令和8年度の事業内容が過去の事業とほぼ同じでも、応募可能ですか？

A 本事業の公募趣旨と異なるため、公募対象となりません。

Q1-2 任意団体も「民間団体」に該当すると見なし、応募可能ですか？

A 任意団体であっても、本事業を実施するに十分な会計管理の体制及び事業実施体制を備えた上で、その旨を申請書において具体的に記載していただければ、応募可能です。また、公募要領9. 応募方法(1)提出書類に記載の通り、定款や規約等、団体の概要がわかる説明資料を添付してください。

※令和8年1月16日の説明会では、任意団体も応募可能とのみ回答しましたが、上記の通り補足いたします。

Q1-3 事業実施地域に、インタープリテーション計画が無いようです。この場合、応募不可ですか？

A まずは対象地を管轄する自然保護官事務所等にご相談ください。インタープリテーション計画は無くても、インタープリテーション計画の趣旨を満たす他名称の計画がある可能性がございます。その場合には応募可能です。

Q1-4 既に販売しているツアーの磨き上げをするだけの事業は、応募可能ですか？もしくは、何らか新しいツアー開発が事業に含まれていない場合は応募不可ですか？

A 既に販売しているツアーの磨き上げのみの事業でも応募可能です。

2. 事業費に関すること

Q2-1 (ツアー等がすぐに販売できる状態になっていない限り) 全事業費の1/3を上限として、事業費の額が制限される「プロモーション」には、ウェブサイトの制作やアップデート、商談会参加に要する経費が含まれますか？

A プロモーションにかかる経費は、主に「その他諸経費」や「再委託費」に該当するものを想定しており、ウェブサイトの制作・アップデートの経費を含みます。

一方で、商談会参加の経費のうち、旅費については、プロモーションにかかる経費に含みません。

判断が難しいものは、事業開始後、事務局と個別相談させていただきます。